



鳥取県公報

令和7年12月16日（火）
第9750号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（678）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定予定（679）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（680）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の終了（2件）（681・682）（〃）・・・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（40）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第678号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エスマート鳥取南 I C 店 鳥取市河原町布袋198－1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) エスマート河原店
変更後 エスマート鳥取南 I C 店
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
変更前 株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義
変更後 株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義
変更後 株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳
- 4 変更年月日
令和2年9月1日（ただし、3(1)に係る事項は令和元年12月1日）
- 5 届出年月日
令和7年12月4日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和7年12月16日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第679号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町飯戸字寺床900、901の1、902の1、903、904の1、905、字上ミ大谷959から961まで、963から965まで
- 2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第680号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年12月15日から令和8年3月24日まで
- 3 作業地域 米子市富益町

鳥取県告示第681号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町河上及び日野町板井原
- 3 終了年月日 令和7年10月31日

鳥取県告示第682号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年12月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域 日野郡日南町湯河
- 3 終了年月日 令和7年12月3日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第40号

令和 7 年第 9 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年12月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和 7 年12月17日（水） 午後 2 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - （1） 政治資金規正法に基づく収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する規則について
 - （2） その他